

処分基準（農業振興地域の整備に関する法律 第 15 条の 3）

不利益処分の内容		開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令
根拠法令及び条項		農業振興地域の整備に関する法律 第 15 条の 3
法令番号		昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号
処分基準	関係条項	農業振興地域の整備に関する法律 第 15 条の 2 第 1 項 農業振興地域の整備に関する法律 第 15 条の 2 第 5 項
	基準	【根拠条文】 （農用地区域内における開発行為の制限） 第 15 条の 2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為 二 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業の施行として行う行為 三 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為 四 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地を同法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為 五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 7 項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第 1 項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為 六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又

処分基準	基準	は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為 七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為 八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの 九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの 十一 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為（2～4 略） 5 第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。 （監督処分） 第15条の3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 【処分基準】 根拠条文に同じ。
	参考事項	
	設定年月日	令和7年10月2日 設定